

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エスワティニ	エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	2019.8.7 ムババーネ (同日)	日本側 川口周一郎在エスワティニ大使館公使参事 官 エスワティニ側 企画開発大臣 キナ経済	2019.8.27 122号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。